

成田国際空港の第三滑走路などに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年三月十五日

水野賢一

参議院議長 山崎正昭殿

成田国際空港の第三滑走路などに関する質問主意書

現在、滑走路二本で運用されている成田国際空港に関して、第三滑走路を整備することやB滑走路の延伸について国土交通省の審議会などで検討が行われている。

そこで以下の点についてお伺いする。

一 国土交通省の交通政策審議会航空分科会基本政策部会首都圏空港機能強化技術検討小委員会（以下「技術検討小委員会」という。）では「案1-1」、「案1-2」、「案2」の三案が検討されていたようだが、政府としてはどの案で進めることを考えているのか。

二 第三滑走路を建設する場合には現在の成田国際空港の敷地外に新たに用地を取得する必要があると考えるが、政府の認識はいかがか。

またそうした場合には地元住民・地権者に対して新たな移転補償、用地補償、農業施設に関する補償なども必要になると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

三 第三滑走路が新たに運用されることになれば騒音対策も不可欠であると考えますが、国としてはどのようなことを考えているか。

四 技術検討小委員会での「案1-2」、 「案2」の場合には第三滑走路と首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）が極めて近接すると考えられる。具体的にどのくらいの距離になるかを明らかにされたい。また政府としては滑走路と圏央道が近接することの危険性についてはどのように考えるか。

五 B滑走路は現在滑走路長二千五百メートルだが、これに関しても延長の議論が行われているが、この延長についてはどのような検討状況にあるか。

右質問する。